

# 鳥取県公報

昭和二十七年三月七日 金曜日  
第二千二百九十二号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

する。

昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西尾 愛治

鳥取県条例第二十号

鳥取県知事 西尾 愛治  
昭和二十七年三月七日 条例第二十号

別表(一)中

鳥取県知事 西尾 愛治  
昭和二十七年三月七日 条例第二十号

- 目次
- ◇ 条例 県会議員等給与条例の一部を改正する条例  
知事、副知事等給与条例の一部を改正する條例  
教育長給与条例の一部を改正する條例  
教育委員給与条例の一部を改正する條例  
公安委員給与条例の一部を改正する條例  
鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部を改正する條例
  - ◇ 告示 財団法人の設立許可  
天津村長候補者の資格確認申請期日指定  
建設業者の登録まつ消  
農業改良普及員の資格認定

## 條例

県会議員等給与条例の一部を改正する條例をここに公布

選挙管理委員	委員	同	同	二、〇〇〇円
監査委員	委員	同	同	一、五〇〇円
選挙管理委員	委員長	同	同	二、五〇〇円
監査委員	委員長	同	同	二、〇〇〇円
監査委員	委員	同	同	三、〇〇〇円

に改める。

## 附則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十

00002

00002

月一日から適用する。

2 選挙管理委員会委員長、選挙管理委員及び監査委員が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、この條例による報酬の内払とみなす。

知事、副知事等給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二号

知事、副知事等給与條例の一部を改正する條例

第二條中「知事月額四五、〇〇〇円」を「知事月額六〇、〇〇〇円」に、「副知事同三三、〇〇〇円」を「副知事同四四、〇〇〇円」に、「出納長同二五、〇〇〇円」を「出納長同三三、〇〇〇円」に、「監査委員同二二、〇〇〇円以内」を「監査委員同二七、〇〇〇円以内」に、「常勤の人事委員会の委員同二五、〇〇〇円以内」を「常勤の人事委員会の委員同二七〇〇 円以内」に、「非

常勤の人事委員会の委員同七、五〇〇」を「非常勤の人事委員会の委員同九、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 知事、副知事、出納長、監査委員及び人事委員会の委員が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた給料又は報酬は、この條例による給料又は、報酬の内払とみなす。

教育長給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三号

教育長給与條例の一部を改正する條例

第二條中「二万六千元」を「三万五千元」に改める。

附 則

00003

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 教育長が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、この條例による給料の内払とみなす。

教育委員給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第四号

教育委員給与條例の一部を改正する條例

第二條中「二千元」を「三千元」に改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 議会から選任された教育委員が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、この條例

による内払とみなす。

公安委員給与條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第五号

公安委員給与條例の一部を改正する條例

第二條中「七千五百円」を「九千円」に改める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 公安委員が昭和二十六年十月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、この條例による報酬の内払とみなす。

鳥取県引揚同胞対策審議会設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

00004

昭和二十七年三月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年三月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県条例第六号  
鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例の一部を改正する条例

一名 称 財団法人 安藤学園  
一所在地 鳥取県東伯郡倉吉町大字西町二、七  
○五番地

鳥取県引揚同胞対策審議会設置条例(昭和二十三年十二月鳥取県条例第八十号)の一部を次のように改正する。  
附則中「三年」を「四年」に改める。

一設立者 安藤 菊 藏  
一許可年月日 昭和二十七年三月一日

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和二十六年十二月十八日から適用する。

◇鳥取県告示第七号  
昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡天津村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

告 示

昭和二十七年三月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県告示第六号  
民法第三十四條の規定により次のように財団法人の設立を許可した。

昭和二十七年三月 八日から  
昭和二十七年三月 八日まで

01105

00005

◇鳥取県告示第八号  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四條第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録を

まつ、消した。  
昭和二十七年三月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録年月日 商号又は名称  
鳥取県知事登録 昭和二十四年 堀工業所  
(S)第一三三三号 十二月二十二日

主たる営業所の所在地 申請者氏名 登録まつ、消年月日  
鳥取市片原町一丁目二五 堀 壽英 昭和二十六年十二月二十二日

◇鳥取県告示第一百十号  
無試験により次の者に農業改良普及員資格を認定した。  
昭和二十七年三月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
本籍地 鳥取県日野郡多里村大字新屋一〇七番地  
現住所 右同

出 垣 千 孝  
大正八年二月十一日生